

音更町 結婚新生活支援事業

音更町保健福祉部
子ども福祉課子ども福祉係
TEL:0155-42-2111(内線534)

補助上限

夫婦共に29歳以下の場合は
60万円
その他の場合は30万円

対象となる経費

- ・住宅購入資金等
- ・賃貸住宅の家賃・共益費
- ・賃貸住宅契約時費用
(敷金・礼金・仲介手数料)
- ・引越し費用(業者利用時のみ)

対象となる経費の支払期間

令和5年4月1日
～令和6年3月31日

※補助金は対象経費について支払いをしたことが分かる書類(領収書等)を提出していただいた後に交付します。

○対象(以下の条件を満たす人)

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届出をしている
- ・婚姻届出時に夫婦とも39歳以下である
- ・夫婦の前年(又は前々年)の所得が500万円未満
(奨学金を返済している場合、返済額に応じて所得の軽減できます)
- ・申請時に音更町に住民登録をしている
- ・町税に滞納がないこと
- ・暴力団員やその関係者でないこと

○申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

申請を希望する人は、必ず子ども福祉課までご連絡ください。詳しい対象要件や経費、必要書類などの説明をします。

